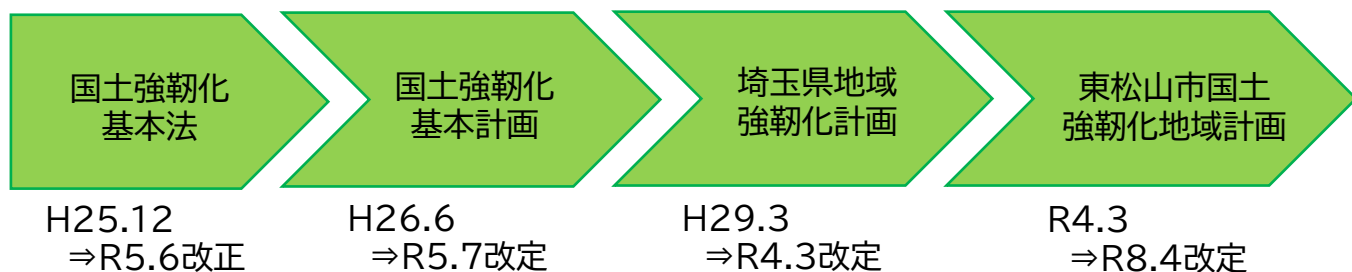


# 東松山市国土強靱化地域計画 (概要版)

令和4(2022)年3月  
(令和8(2026)年4月改定)  
東松山市

# 計画策定の趣旨

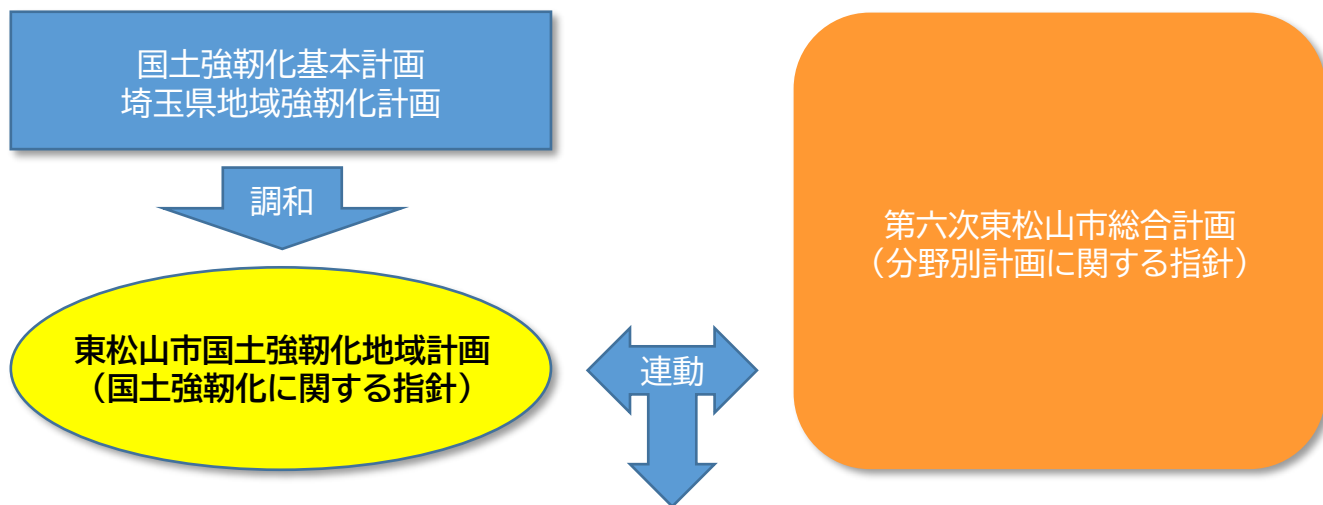
大規模自然災害が発生しても、市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、誰もが快適に暮らせる安全なまちを目指すため、「東松山市国土強靱化地域計画」を策定しました。



# 計画の位置付け

本計画は、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、国・県の計画との調和を図るとともに、「第六次東松山市総合計画」や「東松山市地域防災計画」等と連動しながら、本市の分野別計画の強靱化に関する指針となるものです。

## ◆国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



## 基本的な考え方

本市における強靱化を推進するにあたり、「目指すべき将来の地域の姿」と、その実現に向けた目標を次のとおり設定しました。

目標は、国・県の強靱化計画を踏まえつつ、本市の立地特性に応じた4つの「基本目標」と、それらをより具体化した8つの「事前に備える目標」を設定します。

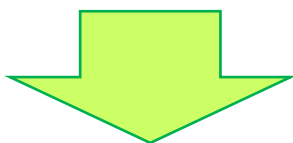
目指すべき将来の地域の姿(第六次東松山市総合計画に掲げた将来像)

**「元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山」**

「基本目標」と「事前に備える目標」

### 【基本目標】

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興が図られること



### 【事前に備える目標(行動目標)】

- A 被害の発生抑制による人命の保護
- B 救助・救急・医療活動による人命の保護
- C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- D 必要不可欠な行政機能の確保
- E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- F 経済活動の機能維持
- G 二次災害の発生抑制
- H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

# 「起きてはならない最悪の事態」

本計画では、国の基本計画や県の地域計画において設定された「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、本市の地域特性を考慮した上で事前に備える目標に対応させた、26の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。

事前に備える目標 / 「起きてはならない最悪の事態」 / ★…重点的に推進する取組

A 被害の発生抑制による人命の保護	
★A-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-2	建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
A-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
B 救助・救急・医療活動による人命の保護	
B-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
★B-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
B-3	ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態
C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	
★C-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
C-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
C-3	情報通信の輻輳(ふくそう)・途絶や正確性が低下する事態
D 必要不可欠な行政機能の確保	
★D-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態
E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	
E-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
★E-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
★E-3	上下水道の機能停止が長期化する事態
★E-4	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
F 経済活動の機能維持	
★F-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
G 二次災害の発生抑制	
★G-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
★G-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
G-3	危険物・有害物質等が流出する事態
H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復	
★H-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
★H-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
H-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
H-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
★H-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
H-6	労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

# 強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野は、第六次東松山市総合計画に掲げた6つのまちづくりの柱に「行財政運営」を加えた7項目とし、施策分野ごとに強靱化の推進方針を設定しました。

## 各施策分野における推進方針

施策分野	推進方針	対応する「起きてはならない最悪の事態」
こども	子育て支援センターにおける防災対策の向上	A-2
	保育施設における防災対策の向上	A-2
	学校施設における防災対策の向上	A-2
	学校安全教育の充実	A-5
	教職員の危機管理能力の向上	A-5,B-1
健康福祉	DMATの受入れ体制の整備	B-2
	EMISの活用の促進	B-2
	医師会・医療機関との連携強化	B-2
	医薬品・医療資機材の確保体制強化	B-2
	避難所内の衛生管理	E-4
	保健活動を担う人材の確保	E-4
	市民病院の充実	B-2
	福祉避難所の充実・強化	A-5
	避難行動要支援者避難支援制度の推進	B-1
	DWATの受入れ体制の整備	B-2
	災害ボランティア受入れ体制の確保	D-1,H-6
社会福祉施設における防災対策の向上	A-2	
環境	エネルギー供給の自立・分散化の促進	E-2
	有害物質流出対策の推進	G-3
	環境保全活動の推進	A-4
	し尿や廃棄物処理体制の充実	B-3
	災害廃棄物処理体制の確保	H-1
	クリーンセンターの適切な維持管理	H-1
	新たなごみ処理施設の整備	H-1
生活基盤	避難施設の充実と生活環境の改善	A-3
	防災意識の向上	A-3
	自主防災組織の強化	A-3,A-5,B-1,E-4,G-1
	避難確保計画の実効性確保	A-3,A-4

施策分野	推進方針	対応する「起きてはならない最悪の事態」
生活基盤	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	A-4
	災害対策本部機能の強化	A-5,D-1
	市登録制メール等の登録促進	A-5
	受援体制の整備	D-1,H-5,H-6
	災害用トイレの整備	B-3
	帰宅困難者対策の充実	C-2
	災害時の情報提供手段の確保	C-3
	各家庭・各施設における備蓄物資の充実	E-1,E-3
	防災倉庫の適切な維持管理	E-1
	支援物資等の管理及び輸送体制の整備	E-1
	燃料の確保体制強化	E-2
	市街地における延焼防止対策の推進	A-1
	公園の適正な維持管理	A-1
	災害リスクを踏まえたまちづくり	A-3
	土砂災害防止対策の推進	A-4
	市街地の防災性の向上	C-1
	災害に強い市街地の整備	G-1
	公共交通機関における復旧計画の着実な履行	C-2
	災害時における道路機能の確保	C-1,C-2,H-2
	市街地における街区境界調査の推進	H-3
	し尿や廃棄物処理体制の充実	B-3
	合併処理浄化槽への転換促進と適正管理の徹底	B-3
	下水道機能の確保	B-3,E-3
	公共下水道の整備推進	B-3
	下水道事業業務継続計画(BCP)の充実	B-3,E-3
	応急給水体制の確立	E-3
	水道施設の耐震化	E-3
	危機管理対策マニュアルの充実	E-3
	雨水浸水対策の強化	A-3
	内水対策の推進	A-3,G-2
	河川・水路・池沼の計画的な維持管理	G-2
	河川改修の促進	A-3,H-5
空き家対策の推進	A-1	
住宅の耐震化率の向上	A-2	
建築物の応急危険度判定体制の充実	A-2	

施策分野	推進方針	対応する「起きてはならない最悪の事態」
生活基盤	市営住宅の適切な維持管理	A-2
	緊急輸送道路沿線建築物の耐震化	C-1
	土砂災害防止対策の推進	A-4
	災害に強い市街地の整備	G-1
	住宅復興の支援体制の整備	H-2
産業	農業水利施設の適切な維持管理	A-3,G-2
	農業生産基盤の災害復旧支援	F-1
	農地等の適切な維持管理	H-4
	中小企業による事業継続計画策定の促進	F-1
市民活躍	市民活動センターにおける防災対策の向上	A-2
	防災訓練の実施	A-5,E-4
	地域防災力の強化	H-6
	文化財の防災対策強化	A-1
	生涯学習施設における防災対策の向上	A-2
	スポーツ施設における防災対策の向上	A-2
行財政運営	公共施設における防災対策の向上	A-2,D-1
	災害時の情報提供手段の確保	C-2,F-1
	情報サービスの維持・向上	C-3
	安定的な財政運営	D-1
	ICT部門の業務継続計画の整備	D-1
	資金支払方法の整備及び職員への情報共有	D-1
	消防体制の強化と施設や設備の充実	A-1,B-1
	消防団の充実・強化	A-1
	火災予防の啓発と被害の抑制	A-1,A-5
	消防職員の災害対応能力の向上	A-5
	受援体制の整備	A-5,B-1
	救急医療体制の強化	B-2
	消防水利の充実	G-1
	有害物質流出対策の推進	G-3
危険物・高圧ガス施設の安全確保	G-3	

**東松山市国土強靱化地域計画(概要版)**

令和4(2022)年3月 策定

令和8(2026)年4月 改定

東松山市 市民生活部 危機管理防災課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-23-2221(代表)

FAX 0493-22-7799

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>